

交 規 第 5 7 4 号
令 和 3 年 1 月 2 6 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する一般乗合旅客自動車運送事業等に使用される車両の駐（停）車に係る取扱いについて

令和2年6月3日に公布された持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号。以下「改正法」という。）等の施行に伴う交通警察の対応については、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う交通警察の対応について」（令和3年1月26日付け交規第572号）で示したとおりであり、同通達第1の1(2)アにおいて、「多様な構成員から「バス専用通行帯の整備」や道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）による改正後の道路交通法第44条第2項第2号に規定する「一般旅客自動車運送事業用自動車又は自家用有償旅客運送自動車の乗合自動車の停留所等における駐停車の特例」をはじめ、諸施策等についての各種提案がなされることが予想されるところ、法の趣旨をできる限り尊重しつつ、交通管理上必要な意見を述べること」としている。

また、国土交通省から、過去に、別添のとおり、一般乗合旅客自動車運送事業（路線不定期運行及び区域運行に限る。）及び自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送（交通空白輸送）及び公共交通空白地有償運送に限る。）に係る停車又は駐車を禁止する場所の特例に係る要望がなされたことを踏まえ、改正法による改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議会その他の各種会議体において、上記の特例制度を十分に周知し、参加者から当該制度に係る相談がなされれば積極的に相談を受けるなど、適切に対応されたい。

ただし、必要に応じて、法第46条の規定に基づく対応も検討し、実施することとされたい。

各警察署において相談を受理した場合は、交通規制課へ連絡すること。

また、「道路運送法施行規則に定められた地域公共交通会議又は運営協議会で認められた一定の停留所における駐（停）車可の交通規制に係る取扱いについて」（平成30年3月20日付け青警本交規第787号）は廃止する。

なお、本通達については、警察庁において国土交通省と協議済みである。

担当 交通規制課 規制第一係

別添省略